

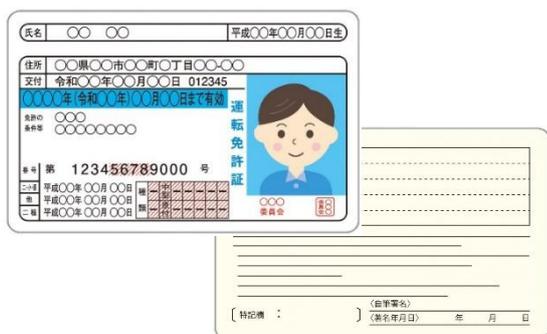
《組合員脱退手続きについて》

※事業年度末(3月31日)の60日前までに提出して頂き、
その年の総代会終了後に返金を行います。

【必要書類・資料】

1. 組合員脱退届及び持分払戻請求書
2. 運転免許証（または健康保険証など）のコピー
3. 出資金残高証明書 ※ない場合は紛失届が必要です。
4. 振込口座通帳の表紙裏(名前・店番・口座番号記載)のコピー

※振込口座通帳の印刷ができない場合は、“出資金等払戻方法”にご記入ください。



普通預金		
おなまえ		
モリ 知ウ 様		
金融機関番号	店番	口座番号
8888	012	3456789
お取引店 土佐くろしお農協		
〇〇〇支所		
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
通帳発送店 〇〇〇支所		

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	<input type="checkbox"/> 〇〇年〇〇月〇〇日
記号	番号	(枝番)
氏名	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
性別	△	
資格取得年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
事業所名表	<input type="checkbox"/> 株式会社	
保険者番号		
保険者名表	全国健康保険協会	<input type="checkbox"/> 支部
保険者所在地	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 丁目 <input type="checkbox"/> 番地	

「記号・番号・枝番・保険者番号」をマスキングしてください。

「二次元コード(QRコード)」がある場合はそちらもマスキングしてください。

印

《お願い》振込口座について

- ※1 土佐くろしお農協または高知信用金庫の口座をお持ちの場合は、土佐くろしお農協または高知信用金庫の口座をお願いします。
- ※2 ※1の口座はなく、高知県農協の口座をお持ちの場合は高知県農協の口座をお願いします。
- ※3 ※1~2の口座はなく、四国銀行の口座をお持ちの場合は、四国銀行の口座をお願いします。
- ※4 ※1~3の口座がない方も、振込先の口座のコピーまたは下記へのご記入をお願いします。

組合員脱退届及び持分払戻請求書(任意脱退)

令和 年 月 日

須崎地区森林組合長 様

組合員： _____ 印

【整理番号： - _____】

住所：〒 _____

電話番号(自宅) _____

(携帯) _____

森林組合法第 37 条の規定により、下記理由のため、貴組合を脱退いたしたく届出いたします。
あわせて出資金等持分を払い戻し下さるよう請求いたします。

記

- 1、脱退理由 組合員資格喪失 (売却等により、所有森林が全く無くなった場合が該当します。)
 その他 (_____)
- 2、出資金等払戻方法 (現金 ・ 振込)

出 資 金	口	円	預り金	円
-------	---	---	-----	---

※通帳の印刷ができない場合、下記にご本人様の口座をご記入下さい。

口座名義人	フリガナ： _____ ※ご記入下さい。		
	銀行 ・ 信用金庫 信用組合 ・ 農 協		
支 店 名	支 店 ・ 支 所		
預 金 種 目	普通 ・ 当座	口座番号	

※お間違いがないようご確認下さい。

組合長	専務	総務課長	業務課長	地籍調査課長

出資金証明書紛失届

須崎地区森林組合長 様

この度、貴組合の出資金証明書を紛失しましたので、届出します。

なお、後日、本日以前の出資金証明書が出てきても、その出資金証明書については無効であることを認め、貴組合には一切迷惑をおかけしません。

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

組合長	専務	総務課長	業務課長	地籍調査課長